

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	子ども福祉医療費給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯田市は、子ども福祉医療費給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

飯田市長

## 公表日

令和7年12月12日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども福祉医療費給付金の支給に関する事務
②事務の概要	飯田市福祉医療費給付金条例(平成15年条例第17号)に基づく、受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務、及び給付金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務、Public Medical Hab(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務(情報連携のため、本市は、PMHへ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。住民は、マイナーポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。住民が医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。)
③システムの名称	医療費助成システム 統合宛名システム 中間サーバー Public Medical Hab(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
乳幼児医療費助成受給者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項 番号法19条6号 飯田市個人番号の利用等に関する条例(平成27年飯田市条例第33号。以下「番号条例」という。)第4条第1項及び別表第1の4の項 飯田市個人番号の利用等に関する条例施行規則(平成28年飯田市規則第41号)第2条第4項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 番号条例別表第1の4の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健課
②所属長の役職名	保健課長

## 6. 他の評価実施機関

なし

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先  
飯田市役所 こども未来健康部保健課  
長野県飯田市大久保町2534番地  
0265-22-4511

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先  
飯田市役所 こども未来健康部保健課  
長野県飯田市大久保町2534番地  
0265-22-4511

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>[ 1万人以上10万人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年12月12日

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[ 500人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年12月12日

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	--

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[ 基礎項目評価書 ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

8. 人手を介在させる作業		[ ]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		[      十分である      ]	<選択肢>	
判断の根拠			1) 特に力を入れている	
			2) 十分である	
			3) 課題が残されている	
			住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。さらに、次の局面では特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
			・本人情報のデータベースへの入力 ・本人情報が記載された申請書の廃棄 等	
9. 監査				
実施の有無		[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[      ] 内部監査	[      ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発				
従業者に対する教育・啓発		[      十分に行っている      ]	<選択肢>	
			1) 特に力を入れて行っている	
			2) 十分に行っている	
			3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策			[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策			[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]	
			<選択肢>	
			1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	
			2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	
			3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
			4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策	
			5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	
			6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策	
			7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策	
			8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
			9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】		[      十分である      ]	<選択肢>	
判断の根拠			1) 特に力を入れている	
			2) 十分である	
			3) 課題が残されている	
飯田市情報セキュリティ対策基準に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、定期的な情報セキュリティ研修の実施や、特定個人情報を含む書類は施錠できる保管庫に保管することを徹底するなどの運用を実施している。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。				

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月23日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号		
令和1年5月1日	II. 1		令和1年5月1日 時点		
令和1年5月1日	II. 2		令和1年5月1日 時点		
令和1年5月1日	IV		様式変更に伴い追記		
令和3年12月28日	I. 1. ③	(1)福祉医療費給付システム、(2)住民基本台帳ネットワークシステム、(3)統合宛名管理システム、(4)中間サーバー	医療費助成システム 統合宛名システム 中間サーバー	事前	システム更改
令和3年12月28日	I. 2	(1)給付台帳ファイル、(2)住民票ファイル、(3)地方税ファイル、(4)生活保護ファイル	乳幼児医療費助成受給者ファイル 宛名情報ファイル	事前	システム更改
令和5年11月27日	I. 3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第2項 飯田市個人番号の利用等に関する条例第4条第1項 別表第一4項 飯田市個人番号の利用等に関する条例施行規則第2条第4項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項 飯田市個人番号の利用等に関する条例(平成27年飯田市条例第33号。以下「番号条例」という。)第4条第1項及び別表第1の4の項 飯田市個人番号の利用等に関する条例施行規則(平成28年飯田市規則第41号)第2条第4項	事前	
令和5年11月27日	I. 4. ②	番号法第19条第8号 飯田市個人番号の利用に関する条例別表第2の11	■情報照会の根拠 番号法第19条第9号 番号条例別表第1の4の項  ■情報提供は実施しない	事前	
令和5年11月27日	II. 1	令和3年12月28日	令和5年11月27日	事前	
令和5年11月27日	II. 2	令和3年12月28日	令和5年11月27日	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月12日	I . 1. ②	飯田市福祉医療費給付金条例(平成15年条例第17号)に基づく、受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務、及び給付金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務	飯田市福祉医療費給付金条例(平成15年条例第17号)に基づく、受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務、及び給付金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務、Public Medical Hab(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務(情報連携のため、本市は、PMHへ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。住民が医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。)	事前	PMHを活用した情報連携開始に伴う追記
令和7年12月12日	I . 1. ③	医療費助成システム 統合宛名システム 中間サーバー	医療費助成システム 統合宛名システム 中間サーバー Public Medical Hab(PMH)	事前	PMHを活用した情報連携開始に伴う追記
令和7年12月12日	I . 3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項  飯田市個人番号の利用等に関する条例(平成27年飯田市条例第33号。以下「番号条例」という。)第4条第1項及び別表第1の4の項  飯田市個人番号の利用等に関する条例施行規則(平成28年飯田市規則第41号)第2条第4項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項 番号法19条6号  飯田市個人番号の利用等に関する条例(平成27年飯田市条例第33号。以下「番号条例」という。)第4条第1項及び別表第1の4の項  飯田市個人番号の利用等に関する条例施行規則(平成28年飯田市規則第41号)第2条第4項	事前	PMHを活用した情報連携開始に伴う追記
令和7年12月12日	I . 4. ②	■情報照会の根拠 番号法第19条第9号 番号条例別表第1の4の項  ■情報提供 なし	番号法第19条第9号 番号条例別表第1の4の項	事前	PMHを活用した情報連携開始に伴う変更
令和7年12月12日	I . 6		なし	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月12日	I . 7	飯田市役所 健康福祉部保健課 長野県飯田市大久保町2534番地 0265-22-4511	飯田市役所 こども未来健康部保健課 長野県飯田市大久保町2534番地 0265-22-4511	事後	機構改革に伴う変更
令和7年12月12日	I . 8	飯田市役所 健康福祉部保健課 長野県飯田市大久保町2534番地 0265-22-4511	飯田市役所 こども未来健康部保健課 長野県飯田市大久保町2534番地 0265-22-4511	事後	機構改革に伴う変更
令和7年12月12日	II . 1	令和5年11月27日時点	令和7年12月12日時点	事前	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに変更
令和7年12月12日	II . 2	令和5年11月27日時点	令和7年12月12日時点	事前	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに変更
令和7年12月12日	IV . 4		十分である	事前	PMHを活用した情報連携開始に伴う変更
令和7年12月12日	IV . 5		十分である	事前	PMHを活用した情報連携開始に伴う変更
令和7年12月12日	IV . 6		十分である	事前	PMHを活用した情報連携開始に伴う変更
令和7年12月12日	IV . 8		十分である	事前	様式変更に伴い追記
令和7年12月12日	IV . 8		住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 さらに、次の局面では特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・本人情報のデータベースへの入力 ・本人情報が記載された申請書の廃棄 等	事前	様式変更に伴い追記
令和7年12月12日	IV . 11		8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	様式変更に伴い追記
令和7年12月12日	IV . 11		十分である	事前	様式変更に伴い追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月12日	IV. 11		<p>飯田市情報セキュリティ対策基準に則り、漏えい・減失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、定期的な情報セキュリティ研修の実施や、特定個人情報を含む書類は施錠できる保管庫に保管することを徹底するなどの運用を実施している。</p> <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい、減失、毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。</p>	事前	様式変更に伴い追記